

## 団体安全衛生活動援助事業実施規程

団体安全衛生活動援助実施要領（平成 1 1 年要領第 2 5 号）の全部を改正する。

### 第 1 章 総 論

（目的）

第 1 条 この規程は、中央労働災害防止協会（以下「中災防」という。）が、小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業を受託して、小規模事業場を主たる構成員とする団体及びその事業場に対する支援を実施する場合に必要な手続等を定めることを目的とする。

第 2 条 第 1 条の規定に基づき中災防が実施する事業の名称を「団体安全衛生活動援助事業」（以下「援助事業」という。）とする。

（援助事業の実施）

第 3 条 援助事業は、教育部中小企業安全衛生推進センター（以下「推進センター」という。）において実施する。援助事業の円滑な実施を図るため、地区安全衛生サービスセンター及びその支所（以下「地区センター等」という。）並びに都道府県支部に中小企業安全衛生促進員（以下「促進員」という。）を配置する。

2 促進員に関し必要な事項は細則で定める。

第 4 条 削除。

（支援の内容）

第 5 条 援助事業で行う初年度及び 2 年目の登録団体及び構成事業場に対する支援の内容は、次のとおりとする。

（ 1 ）登録団体が行う次の安全衛生活動に対する支援

- ア 団体の運営委員会・事務局活動
- イ 団体の日常安全衛生活動及び教育の実施
- ウ 団体活動指導者の養成

（ 2 ）対象小規模事業場（構成事業場のうち常時使用される労働者数が 5 0 人未満のものをいう。以下同じ。）が行う次の安全衛生活動に対する支援

- ア 安全衛生診断等
- イ 安全衛生教育
- ウ 特定自主検査
- エ 特殊健康診断等
- オ 作業環境測定等

( 3 ) その他の支援

- ア アドバイザーチームによる安全衛生の指導、相談等
- イ 安全衛生活動実態調査の実施
- ウ 経営者安全衛生講習会の開催
- エ 安全衛生関係の図書、資料、ポスター等の配布
- オ その他情報の提供等

第 6 条 3 年目の登録団体及び構成事業場に対する支援の内容は、前条第 1 号ア及び第 3 号のほか次のとおりとする。

- ( 1 ) 登録団体が行う中期安全衛生活動計画策定に対する支援
- ( 2 ) 対象小規模事業場への訪問指導

## 第 2 章 登 録

第 7 条 削除。

( 対象団体の登録 )

第 8 条 中災防は、厚生労働省が決定し、中災防に提示した団体を登録団体として団体名、代表者名、所在地、対象小規模事業場等必要事項を登録する。

2 中災防は、前項に規定する登録を行ったときは、登録団体に対し通知するとともに、厚生労働省労働基準局長及び都道府県労働局長にその旨を報告する。

( 登録の効果 )

第 9 条 中災防は登録後、登録団体及びその構成事業場に対し第 5 条及び第 6 条に定める支援を行うものとする。

( 登録の日及び期間 )

第 1 0 条 原則として、登録の日は 4 月 1 日、登録期間は 3 年間とする。

( 登録事項の変更及び取下げ )

第 1 1 条 登録団体は、団体名、代表者名、所在地等登録事項に変更が生じた場合は、速やかに「変更届」を中災防に提出する。

2 登録団体が登録を取り下げる場合は、「登録取下届」を中災防に提出する。

3 中災防は、「登録取下届」を審査し、登録を抹消する。

4 中災防は、登録を抹消したときは、当該団体に対し通知するとともに、厚生労働省労働基準局長及び都道府県労働局長にその旨を報告する。

## 第 3 章 団体活動への支援

( 登録団体に対する指導等 )

第12条 中災防は、第5条及び第6条に定める支援を実施するため、登録団体の安全衛生活動に関する指導、助言、相談等を実施する。

2 地区センター等及び都道府県支部は、前項に規定する指導、助言、相談等を実施するため、登録団体ごとに、促進員及び安全衛生専門家等（以下「アドバイザー」という。）からなるアドバイザーチームを編成する。

3 アドバイザー及びアドバイザーチームに関し必要な事項は、細則で定める。

第13条 削除。

第13条の2 削除。

（団体活動資金）

第14条 中災防は、第5条及び第6条に定める支援に必要な経費のうち一定の金額を、それぞれ団体活動資金として登録団体に交付する。

2 登録団体は、中災防から示された団体活動資金枠の範囲内で、必要な経費を積算し、「活動経費見積書」を作成する。

3 登録団体は、第5条及び第6条に定める支援について、促進員及びアドバイザーの指導、助言等に従うものとする。

（援助契約）

第15条 中災防と登録団体は、団体活動資金等に係る必要な事項を取り決めた援助契約を締結するものとする。

（援助の申請）

第16条 初年度及び2年目の登録団体は、事業年度の初めに、「団体安全衛生活動計画書」、「活動経費見積書」及び「安全衛生サービス・利用計画」を添えて、「援助申請書」を中災防に提出する。3年目の登録団体は、事業年度の初めに、「団体安全衛生活動計画書」及び「活動経費見積書」を添えて、「援助申請書」を中災防に提出する。

（団体活動資金の決定）

第17条 中災防は、援助申請書を審査し、団体活動資金額を決定し、当該登録団体に通知する。

（団体活動資金の支払）

第18条 中災防は、登録団体に対して、団体活動資金を登録団体の指定する金融機関の口座（以下「指定口座」という。）に送金する。

（団体活動資金の変更）

第19条 登録団体は、団体安全衛生活動計画に大幅な変更が生じた又は生じることが予想される場合には、団体活動資金の変更を行うことができるものとし、この場合、中災防に「団体活動資金変更申請書」をもって申請するものとする。

- 2 中災防は、「団体活動資金変更申請書」を審査し、変更が必要と認められる場合には、団体活動資金の変更を決定し、当該団体へ通知する。
- 3 中災防は、団体活動資金の変更の決定により交付額の一部の返還を要する場合には、その旨を当該団体へ通知する。

( 団体活動資金の管理 )

第 20 条 登録団体は、団体活動資金を予め届け出た登録団体名義の本事業の専用口座で管理するものとする。

- 2 登録団体は、団体活動資金の管理に当たっては、帳簿を備え付け、出納の内容を記録するとともに、領収書等必要な書類を整備し、事業終了後 5 年間保存するものとする。

( 精算及び実績報告 )

第 21 条 登録団体は、2 月末日までに当該年度の事業を終了し、3 月 10 日までに「実績及び精算報告書」を作成し、登録団体の監事による団体安全衛生活動の実施状況及び団体活動資金の管理状況について実施した監査に係る意見書を添えて中災防へ提出する。

- 2 登録団体が第 11 条第 2 項により登録の取下げをしようとするときは、「登録取下届」とともに、前項の例に準じて「実績及び精算報告書」及び監査に係る意見書を提出する。

( 援助の確定及び返還 )

第 22 条 中災防は、登録団体から提出された「実績及び精算報告書」を審査し、団体活動資金の返還の必要が認められる場合には「団体活動資金返還通知書」をもって当該団体に対し返還を通知することができる。

- 2 登録団体は団体活動資金の交付により利息が生じた場合は、中災防へ返還するものとする。
- 3 中災防は、指定された期日までに登録団体から第 1 項又は前項の返還がなされない場合には、返還期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 5 . 00 パーセントの割合で計算した延滞金を徴する。

## 第 4 章 安全衛生サービス

( 安全衛生サービスの提供 )

第 23 条 中災防は、第 5 条第 2 号の活動を支援するため、初年度及び 2 年目の登録団体に係る対象小規模事業場に対し、安全衛生診断等の安全衛生サービスの提供を行う。

( 安全衛生サービスの種類 )

第 24 条 第 5 条第 2 号の支援として提供する安全衛生サービスの種類及びその内容は、次のとおりとする。

( 1 ) 安全衛生診断等

ア 安全衛生診断

イ 機械設備の点検基準、作業標準の作成と指導

( 2 ) 安全衛生教育

- ア 技能講習
- イ 特別教育
- ウ 職長教育等
- エ 能力向上教育等
- オ その他労働災害防止に資する教育

( 3 ) 特定自主検査

- ア 動力プレス
- イ フォークリフト
- ウ 不整地運搬車
- エ 整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械
- オ 基礎工事用機械
- カ 締固め用機械
- キ コンクリート打設用機械
- ク 高所作業車

( 4 ) 特殊健康診断等

- ア 有機溶剤
- イ 鉛
- ウ 四アルキル鉛
- エ 特定化学物質
- オ 高気圧
- カ 電離放射線
- キ 歯科
- ク じん肺
- ケ 石綿
- コ V D T
- サ 騒音
- シ 腰痛
- ス 振動
- セ 紫外線・赤外線
- ソ 深夜業務従事者の定期健康診断（対象小規模事業場のうち、常時使用される労働者数が10人未満の事業場を対象とする。）

( 5 ) 作業環境測定等

- ア 有機溶剤
- イ 鉛
- ウ 特定化学物質
- エ 電離放射線
- オ 粉じん
- カ 事務所
- キ 気温・湿度等

ク 騒音  
ケ 石綿  
コ 四塩化炭素  
サ 1.4 - ジオキサン  
シ 1.2 - ジクロルエタン  
ス パラーニトロクロルベンゼン  
セ クロロホルム  
ソ テトラクロルエチレン  
タ 酢酸ビニル  
チ 1.1.1 - トリクロルエタン  
ツ パラージクロルベンゼン  
テ ビフェニル  
ト アントラセン  
ナ ジクロロメタン  
ニ 2.3 - エポキシ - 1 - プロパノール  
ヌ キノリン及びその塩  
ネ 1.4 - ジクロロ - 2 - ニトロベンゼン  
ノ N・N - ジチメルホルムアミド  
ハ ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジン水和物  
ヒ 2 - ブテナール  
フ ダイオキシン類

(安全衛生サービス実施機関)

第25条 対象小規模事業場が安全衛生サービスを利用することができる安全衛生サービス機関は、中災防が名簿に登録した機関(以下「たんぽぽ名簿登録機関」という。)とする。

2 安全衛生サービス機関の名簿登録の要件等必要な事項については、細則で定める。

(安全衛生サービス機関名簿(たんぽぽ<sup>プラン</sup>計画関係))

第26条 推進センターは、対象小規模事業場が利用することができる安全衛生サービス機関の名簿を作成し、登録団体等に配付する。

(安全衛生サービスの利用枠)

第27条 中災防は、登録団体ごとに、当該年度に利用できる安全衛生サービスの総額を決定し、登録団体に通知する。

(安全衛生サービスの利用計画)

第28条 対象小規模事業場は、事業年度の初めに、利用を希望する安全衛生サービスの内容を「安全衛生サービス利用調査票」により登録団体に提出する。

2 登録団体は、第27条の安全衛生サービスの利用枠の範囲内で、「安全衛生サービス利用計画」を作成し、第16条による「援助申請書」に添えて中災防に提出する。

(安全衛生サービス利用可能額の決定)

第29条 中災防は、提出された「援助申請書」を審査し、安全衛生サービス利用可能額(以下「利用可能額」という。)を決定し、当該登録団体に通知する。

(安全衛生サービスの利用)

第30条 対象小規模事業場は、安全衛生サービスの利用を受けようとするときは、第29条の利用可能額の範囲内で登録団体が発行した「安全衛生サービス利用申込書」(以下「利用申込書」という。)をたんぽぽ名簿登載機関に提出する。

2 前項により利用の申込を受けたたんぽぽ名簿登載機関は、利用申込書に対応する安全衛生サービスを当該対象小規模事業場に対して提供し、当該申込書の受領書欄を当該対象小規模事業場に記入させるものとする。

(安全衛生サービス利用台帳の整備)

第31条 登録団体は、第28条第1項の「安全衛生サービス利用調査票」を「安全衛生サービス利用台帳」として整備し、安全衛生サービスの利用状況を記録し、事業終了後5年間保存する。

(安全衛生サービス利用実績報告)

第32条 登録団体は、2月末日までに当該年度の安全衛生サービスの利用を終了し、「安全衛生サービス利用状況報告」を作成のうえ、第21条による「実績及び精算報告書」に添えて中災防に提出する。

(安全衛生サービス料金の請求)

第33条 安全衛生サービスを実施したたんぽぽ名簿登載機関は、「安全衛生サービス料金請求書」(以下「請求書」という。)に当該サービスに係る「利用申込書」を添えて、中災防に提出する。

2 前項の請求書等の提出の期限は、当該年度の8月末日、11月末日及び3月10日とする。

(安全衛生サービス料金の確定)

第34条 中災防は、前条の請求書等を審査し、第29条の利用可能額の範囲内であって適正なものであると認められるものにつき、安全衛生サービス料金を確定し、たんぽぽ名簿登載機関の指定する金融機関の口座に当該料金を送金する。

(安全衛生サービス利用に対する指導)

第35条 登録団体及び対象小規模事業場は、安全衛生サービスの利用について促進員及びアドバイザーの指導、助言等に従うものとする。

## 第5章 雑 則

(団体活動資金に係る援助決定の取り消し)

第36条 中災防は、登録団体が次の各号に該当すると認められるときは、援助の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 団体活動資金を交付目的以外に使用したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により団体活動資金の支払を受けたとき
- (3) 団体活動資金の利用に関する第14条第3項に規定する促進員又はアドバイザーの指導に著しく反したとき
- (4) 登録団体としての要件を満たさなくなつたとき
- (5) その他実施要領又は援助契約の規定に違反したとき

2 中災防は、すでに団体活動資金の支払を受けた登録団体に対し、前項の規定により団体活動資金交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、その取消しに係る部分の返還を命ずる。

この場合における返還の期限は、当該命令の行われた日から20日以内とし、返還期日までに返還されなかった場合は、第22条第3項の規定により計算した延滞金を徴する。

3 中災防は、前項により団体活動資金の全部又は一部の返還を命じたときは、その命令に係る団体活動資金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年5.00パーセントの割合で計算した加算金を徴する。

4 中災防は、第2項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。

(安全衛生サービスに係る援助決定の取消し等)

第37条 中災防は、第33条第1項により請求のあった安全衛生サービスが次の各号に該当すると認められたときは、当該請求に係る第29条の援助決定又は第34条の安全衛生サービス料金確定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 第8条第1項により登録された対象小規模事業場以外のものが安全衛生サービスを利用したとき
- (2) 第24条以外のサービスを、対象安全衛生サービスとして利用したとき
- (3) 利用申込書に記載されたたんばぼ名簿登載機関以外のサービス機関で、安全衛生サービスを受けたとき
- (4) 第29条の利用可能額を超えて安全衛生サービスを利用したとき
- (5) 第30条第1項の利用申込書に記載された金額を越えて安全衛生サービスを利用したとき
- (6) 安全衛生サービス利用に関する第35条による促進員又はアドバイザーの指導に著しく反したとき
- (7) 登録団体としての要件を満たさなくなつたとき
- (8) その他実施要領又は援助契約に違反したとき

2 中災防は、既に料金の支払を行った安全衛生サービス利用の援助決定の全部又は一部を取り消したときは、その取消しに係る部分の返還を登録団体又は対象小規模事業場に対し命ずる。

3 前項の返還命令に係る返還期限、加算金及び延滞金は、第36条第2項、第3項及び

第4項の規定を準用する。その際、第36条第3項で「団体活動資金の受領の日」とあるのは、「安全衛生サービス料金の支払の日」と読み替えるものとする。

- 4 中災防は、第1項で全部又は一部の取消しを行った援助決定に係るたんぼぼ名簿登載機関からの請求に対する支払を中止することができる。その際、その中止に係る部分の支払を登録団体又は対象小規模事業場に対し命ずる。

(安全衛生サービス料金確定の取消し)

第38条 中災防は、第33条第1項により請求のあった安全衛生サービスについて、当該たんぼぼ名簿登載機関が次に該当すると認めるときは、第34条の安全衛生サービス料金確定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第8条第1項により登録された対象小規模事業場以外に安全衛生サービスを提供したものであるとき

(2) 第24条以外のサービスを、対象安全衛生サービスとして提供したものであるとき

(3) 安全衛生サービスを提供していないとき

(4) その他実施規程に違反したとき

- 2 中災防は、既に支払をした安全衛生サービス料金の確定を取り消したときは、その取り消しに係る部分の返還をたんぼぼ名簿登載機関に対し命ずる。

- 3 前項の返還命令に係る返還期限、加算金及び延滞金は、第36条第2項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合、第36条第3項で「団体活動資金の受領の日」とあるのは、「安全衛生サービス料金の受領の日」と読み替えるものとする。

(登録の取り消し等)

第39条 中災防は、第36条又は第37条の援助決定の取消しの事由に該当する場合は、登録団体の登録を取り消すことができる。

- 2 中災防は、第37条の援助決定の取消し事由、又は第38条の取り消し事由がある場合は、当該事業場に係る登録を取り消すことができる。

(報告及び調査等)

第40条 中災防は、援助事業に係る事務の適正を期し、事業の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、登録団体、構成事業場及びたんぼぼ名簿登載機関(以下「登録団体等」という。)に対して報告を求め、又は職員に帳簿その他関係書類を調査させる若しくは必要な指示を行わせることができる。

- 2 登録団体等は、前項の報告の提出又は調査の実施若しくは指示を正当な理由なく拒否してはならない。

(団体活動資金の対象となる活動等)

第41条 団体活動資金の対象となる活動及び中災防が提供する安全衛生サービスの具体的内容は別に定める。

(様式)

第42条 この事業の実施に必要な様式等については、別に定める。

附 則（平成18年4月1日規程第15号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月17日規程第28号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日規程第23号）

この規程は、平成19年4月2日から適用する。ただし、第3条第1項の規定は、平成19年7月1日から適用する。

附 則（平成22年5月14日規程第16号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。